

様式 2 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		心身障害者扶養共済制度年金給付保険金の一時差止め
根拠条例・規則名		さいたま市心身障害者扶養共済制度条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>さいたま市心身障害者扶養共済制度条例第 1 3 条</p> <p>市長は、年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく条例第 2 1 条第 4 項に規定する届出書(年金受給権者の現況に関する届出書)を提出しないときは、年金の支払いを一時差し止めることができる。</p>
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		